

情個審答申第2号  
令和2年（2020年）3月18日

熊本県知事 様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 場 啓

クラウド型電子カルテシステムによる診療情報の管理について（答申）

令和2年（2020年）2月10日付け療育セ第420号で諮問のあったこのことについては、熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第1項に規定するオンライン結合による提供には当たらないものと判断する。

ただし、実施機関の外部に条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報を含む重要な個人情報を保管することになるため、適切な業者選定を含め、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。